



更生訓練所だより(第10号)2008.7発行



- ・ 平成20年度彩の国ふれあいピック春季大会参加について
- ・「埼玉県障害者スポーツ大会彩の国ふれあいピックに参加して」 就労移行支援利用者 吉田誠一さん
- ・【就労移行支援】学習支援について
- ・便利グッズの紹介「ミツカルテット」
- ・利用者募集のご案内
- ・平成19年度の苦情への対応状況(報告)
- ·【編集後記】

平成20年度彩の国ふれあいピック春季大会参加について

2008年5月25日(日)に熊谷スポーツ文化公園陸上競技場を会場として第7回埼玉県障害者スポーツ大会が実施され、当センター更生訓練所から7名の選手と職員5名が出場しました。

当日の朝は、雨の音で目を覚ましました。大会は中止かと思わせるほどの雨が強く降り続いていました。それでも、午前7時の段階で実施の連絡が入り、7時45分過ぎにリハセンターを出発しました。

移動は今年2月に買い換えたセンターバスを利用。前方2列、後方は3列に座席があり、中間スペースは車イス用スペースがあります。リフトで車椅子を車内へ。座席に乗り移らない利用者は車椅子を車内に固定できるなど、色々な機能が隠されたセンターバスでした(上の写真参照)。就労移行支援(養成施設)理療教育課程の利用者にとってリフト付きバスは初めての経験だと思います。

会場へ向かう途中に1回の休憩をとり、バスの乗り降りは同じ作業を行います。

大会は9時から開会式、9時30分から競技開始となりました。50m音響走、50m走が最初の競技。視覚から1名、肢体から1名の選手がエントリーしました。到着時間がギリギリになってしまった関係でバスの中(車イスを置くスペース)でストレッチ体操を行い、準備をしました。

会場に着くとウォーミングアップを兼ね、競技場まで走って移動。慌しい競技開始となりました。その後、雨がやみ、曇り空そして、太陽まで顔を出して暑くなるという、こちらも目まぐるしい空模様となり、体温調整など非常に大変でした。

このような状況であったため、持参した控え用テントは使わず、会場内の控え室の利用がベターと判断、各自にコンディショニングづくりを課すこととしました(下の写真はその様子)。これも競技者としての経験です。

その思いが通じたのか、各選手はそれぞれ見事な結果を示されました。 出場者7名、11種目に出場し、競技の個別結果は下表のとおりです。





氏名	所属	種目	記録	種目	記録
真瀬 淑江	就労移行支援 (養成施設)	1500m走	7分3秒72		
鈴木 建次	就労移行支援 (養成施設)	50m音響走	7秒95		
初見 和生	就労移行支援 (養成施設)	ジャベリックスロー	14m35cm		
堀内 朋恵	就労移行支援	ビーンズバック投げ	4m96cm		
吉田 誠一	就労移行支援	ジャベリックスロー	8m88cm	ソフトボールル投 げ	11m30cm
箕輪 健	就労移行支援	1500m走	7分22秒13	スラローム	55秒88
岩田 佳尚	就労移行支援	50m走	2秒91	スラローム	1分8秒55

県大会に向けた準備期間中、病院運動療法士と理療教育部体育教官が時間を合わせ、できる限り、合同練習会・記録会を実施してきました。また、大会当日は指導部の職員に引率の協力をいただきました。このように、各部門の緊密な協力体制のもとで大会に出場できたことは、新しい試みとして評価できると思います。

今後も大会やイベントに多くの利用者が参加・出場できるように支援していきたいと 考えています。最後に、ご協力いただいた方々に感謝を申し上げます。

(文/理療教育部 江黒直樹)



大会での選手たちの活躍の様子





「埼玉県障害者スポーツ大会彩の国ふれあいピックに参加して」

就労移行支援利用者 吉田誠一さん

僕は、先月の5月25日(日)に埼玉県熊谷市の陸上競技場で行われた、「彩の国 ふれあいピック」に参加しました。僕が出た競技は、ジャベリック投げとソフトボール 投げです。

この大会に出たキッカケは、毎週火曜日にリハ体育をしていて、2月頃、体育の先生に、今度、5月25日(日)に障害者ふれあいピックがあるので、参加したい人はと聞かれ、そこでしばらく考えて、参加しますと答えました。なぜなら、自分自身に強くなりたかったからです。

それから、数週間がすぎ、大会の練習が始まりました。練習は、週に3回、月・水・金曜日の午後15時30分から17時頃まで練習していました。一番練習でつらかった事は、やはり、ジャベリック投げとソフトボール投げの練習です。なにしろ、自分は腹筋がマヒして使えません。練習を重ねるたびに、投げる距離は長くなりました。

2ヶ月近く練習して、とうとう大会の日が来ました。僕の最初の競技はジャベリック投げです。最初緊張はしてたけど、思いどおりに投げる事が出来ました。少し時間を置いて、ソフトボール投げに出ました。ソフトボール投げでは、思った以上に距離がでませんでした。ガッカリはしたけれど、なにしろ競技が終わってほっとしました。また来年も大会に参加したいと思いました。

今後は、今の会社に復職する事ができるので、仕事をしながら色々なスポーツに 挑戦して、健常者や障害者(自分も含め)達とふれあい、そして学びあいながら、自 分も成長出来たら良いと思います。



ジャベリック投げを行う吉田さん



スラロームを行う堀内朋恵さん(就労移行支援)







学習支援について

従来、職能訓練の効果的な実施、または国立職業リハビリテーションセンターへの円滑な移行を促進することを目的として実施されてきた学習指導は、よりいっそうの内容の充実を図り、現在は名称を「学習支援」と変えて実施されています。

学習支援は、就労移行支援の利用者を対象とする「社会生活力を高める訓練」として位置づけられ、技能習得訓練を効果的に実施するための基礎学力の向上や、金銭管理を始め、日常生活に必要な数的処理能力またはコミュニケーション能力を強化することを目的としたサービスとなります。

基本的には算数と国語(漢字・読解)の2教科であり、文部科学省の定める学習指導要領に準拠して進めており、各教科は週に1~2時間、1時間に3人程度の少数で実施しています。科目と時間数は、評価結果を基に面接を実施し、ご本人のニーズに合わせて決めています。目標も各人で異なることとなりますが、おおむね義務教育レベルを目安としています。教材は紙ベースのものだけではなく、携帯用ゲーム機の学習系ソフトを導入する等の工夫を行い、より学びやすい環境を心がけています。

算数と国語以外にも、時事問題の理解や一般常識に関わる知識の習得を目的とする新聞記事を活用した総合的な学習や、各人の興味に焦点を置いたテーマ学習等を取り入れ、社会人としての知識を深めることも目指しています。昨年度は当センターを会場として日本漢字能力検定を実施する試みも行い、延べ22名が参加しました。

また、学習支援に関する質問や相談等にも柔軟に対応しています。 就労を目指すことはもちろんですが、学習支援で得たものが修了後も役立 ち、生活をより豊かなものにしていく一助となることを願っています。



学習支援の様子







便利グッズの紹介「ミツカルテット」

これまで「更生訓練所だより」では、いくつかの福祉機器や便利グッズを紹介してきました。今回から障害をお持ちの方はもちろん、いろんな方にとっての便利グッズについて、シリーズでいくつかご紹介したいと思います。第1弾は、「ミツカルテット」です。

自宅の中で必要な時に「〇〇がない、見つからない」と慌てて探したことはありませんか?例えば、外出前に携帯電話が見つからない、エアコンのリモコンをどこに置いたか分からない、などです。そんな時にこの「ミツカルテット」が便利です。ミツカルテットは、送信機1台と、4個の受信機がセットになっており、送信機にあるそれぞれの1~4の各ボタン(受信機のそれぞれの色:赤、青、オレンジ、緑の順)を2秒以上押すと、該当する各色の受信機から「ピッピッピッ…」とアラーム音が鳴る仕組みです。使う際には、付属のストラップを利用して携帯や鍵などの小物に受信機を取り付け、見つからない時には該当する送信機のボタンを押して、アラーム音が鳴っているあたりを探します。

反応する距離は約10m(障害物の無い場合)と自宅内で使うには十分です。目の不自由な方も容易に利用することができます。送信機は75×20×140mm(幅×奥行き×高さ)と、TVのリモコンぐらいの大きさで縦置きができるようになっています。受信機は、30×51×9mm(幅×奥行き×高さ)と小さいマッチ箱くらいの大きさで、ストラップが付属しています。

「ミツカルテット」の他にも探し物の探知機と呼ばれるものはいくつかあります。使いやすいものを選んで、実際に使ってみてはいかがでしょうか。

(生活訓練課)



「ミツカルテット」 価格:9,450円 製造元:株式会社



「どこいっ太郎」 価格:9,800円

製造元:株式会社クマザキエイム

電話番号:045-401-7486

イマオコーポレーション 電話番号:0575-28-5817







利用者募集のご案内

相談判定課

更生訓練所は平成18年10月から障害者自立支援法による指定障害者支援施設となりました。

施設障害福祉サービスとして自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援の利用者を随時募集し、就労移行支援(養成施設)については翌年度の利用者を一月末まで募集しております。

また、これらの施設障害福祉サービスを利用する方を対象に、必要に応じて施設入所支援を提供いたします。

1 当センターが提供する指定障害福祉サービス(対象者:18歳以上)

	サービスの内 容	対象者	定員	利用期間	サービス内容
	自立訓練(機能訓練)	主に視覚に障害がある方で自立した生活を送 るための訓練や支援が必要な方	20名	18ヶ月以 内	・移動(歩行訓練) ・日常生活(日常生活動作・家事・補助具操作) ・コミュニケーション(点字の読み書き・パソコン) ・就労支援(現場復帰支援、職業準備)など
昼間実施	自立訓練(生活訓練)	主に高次脳機能に障害がある方で自立した生 活を送るための訓練や支援が必要な方	10名	24ヶ月以 内	日常生活(掃除・洗濯・調理) ・代償手段の獲得(メモリーノートの活用) ・グループ訓練(対人技能の習得) ・職業準備訓練など
サービス	就労移行支援	主に身体に障害のある、就労に向けた訓練や 支援が必要な方	100名	24ヶ月以 内	・職業準備プログラム(対人技能、マナー、職業人としてのルールの習得) ・技能習得訓練(機械・製図、電気・電子、さをり・トールペイント、事務、クリーニング) ・職場体験訓練(発送関連作業・事務処理・簡易作業等) ・実習(センター内、センター外)
	就労移行支援 (養成施設)	視覚に障害があり、資格取得により就労または 自立が見込まれる方	170名	3年また は5年	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の 国家資格取得に必要な専門知識・技能等の 習得
		昼間実施サービス利用に際し、障害の状況ま たはお住まいが遠方のため通所での利用が困 難な方	340名	昼間の サービス 提供期間 内	・宿舎の提供 ・宿舎利用相談 ・食事の提供

2 利用開始日

就労移行支援	概ね毎月1回
自立訓練 (機能訓練·生活訓練)	概ね毎月1回
就労移行支援 (養成施設)	毎年度4月上旬

<利用に関する問い合わせ先>

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

国立障害者リハビリテーションセンター

更生訓練所 相談判定課

TEL 04-2995-3100(代表)

FAX 04-2992-4525(直通)

HP http://www.rehab.go.jp

電子メールアドレス sohan2@rehab.go.jp

※見学は随時受付しております。

3 利用料について

障害者自立支援法に定められた基準に基づき、利用した障害福祉サービス費の1割(定率負担)と食費・光熱費(実費 負担)を負担していただきます。

注意:なお、平成20年7月、利用者負担の見直しが行われました。

①障害福祉サービス費の1割(定率負担)

障害福祉サービス費(日額)

 ○自立訓練(機能訓練)
 5520円の1割→ 552円

 ○自立訓練(生活訓練)
 5520円の1割→ 552円

 ○就労移行支援
 6340円の1割→ 634円

 ○就労移行支援(養成施設)
 4060円の1割→ 406円

 ○施設入所支援
 850円の1割→ 85円

(計算例)入寮で自立訓練(機能訓練)を利用される一ヶ月の障害福祉サービス費

自立訓練(機能訓練) 552円 × 20日(1ヶ月の訓練日数)= 11,040円 施設入所支援 85円 × 30日(一ヶ月の利用日数)= 2,550円

計 13,590円

月額負担上限額

所得に応じて、月額負担の上限が決められており、上記の障害福祉サービス費がこの額を超えることはありません。

四 〇生活保護 〇低所得1 3,750円 → 1,500円 (H2O. 7改) 〇低所得2 6, 150円 → 3,000円(注1) (H2O. 7改) 〇一般世帯 市町村民税 所得割額16万未満 9,300円 〇一般世帯 市町村民税 所得割額16万以上 37. 200円 (注1)昼間実施サービスのみ利用者については1,500円になります。 注意: 月額負担上限額を算定する際の所得段階区分を「個人単位」をとして見直し、 <u>障害福祉者本人と配偶者のみの所得</u>で判断することになりました。(H20. 7改)

②食費·光熱費

当センターが提供する食事及び移住に係わる食費・光熱費の利用に応じてご負担していただきます。

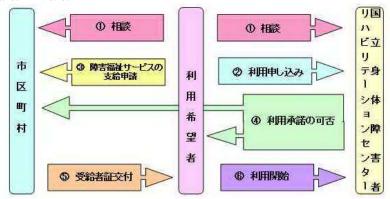
	朝食	昼食	夕食	光熱費	
入所	300円	400円	540円	180円	
入所 通院	_	400円	_	_	

(食費・光熱費は前年度実績に応じて算定し、毎年7月に負担額の見直しを行います。)

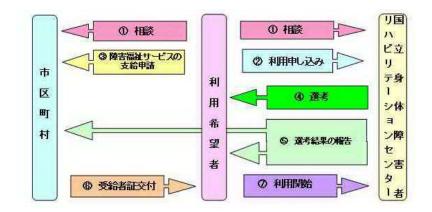
③低所得者への配慮措置

本人の申請により、定率負担・実費負担のそれぞれに軽減策があります。 詳しくは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせ下さい。

- 4 利用開始までの手続き方法
- ·就労移行支援
- ·自立訓練(機能訓練·生活訓練)



- ①国立障害者リハビリテーションセンター、担当市区町村へのサービスの利用について相談。
- ②申込書類へ必要事項を記入の上、提出(郵送可)。
- ③利用申込とあわせて、担当市区町村へ障害福祉サービスの支給申請。
- ④利用開始等について調整後、利用希望者、担当市区町村へ連絡。
- ⑤支給決定にあわせて、担当市区町村から障害福祉サービス受給者証が交付。
- ⑥利用開始日に障害福祉サービス受給者証を持参の上、契約締結し利用開始。
- ·就労移行支援(養成施設)



- ①国立障害者リハビリテーションセンター、担当市区町村へのサービスの利用について相談。
- ②申込書類へ必要事項を記入の上、提出(郵送可)。
- ③利用申込とあわせて、担当市区町村へ障害福祉サービスの支給申請。
- ④書類選考、面接選考を行い、利用承諾の可否を決定。
- ⑤選考結果を利用者本人、担当市区町村へ報告。
- ⑥支給決定にあわせて、担当市区町村から障害福祉サービス受給者証が交付。
- ⑦利用開始日に障害福祉サービス受給者証を持参の上、契約締結し利用開始。







平成19年度の苦情への対応状況(報告)

更生訓練所が提供する福祉サービスに関する平成19年度の苦情の申し出は4件ありました。苦情内容と解決結果は次の通りです。

申出人の利用サービス	苦情内容	解決結果	
就労移行支援(養成施設)	申出人:本人 苦情の概要:利用料の事務手続きに関する問い合わせに対して、教官の対応に 誠意が足りない。また、同一教科なのにク ラスによって教える内容が異なることや利 用開始直後のオリエンテーション時の説明 不足等、教官の配慮不足であり謝罪の上 改善を願いたい。	第三者委員を含めた 話し合い及び被申出人 (当該職員)との話し合いを行い、当該職員が配慮不足について謝罪 した。また、改善策を提示し、申出人が了解した。	
就労移行支援(養成施設)	申出人:本人 苦情の概要:既に「あマ指」免許を取得しており、「はり、きゅう」の資格取得を目指し、専門課程の利用を開始した。職員から「あマ指」に関する実習について既修得単位が認められる可能性があるとの助言があり「既修得単位認定申請書」を提出したところ、認定はできないとのことで、申請が却下されたが納得できない。	職員が誤った助言を したことについて謝罪。 また、既修得単位の認 定については、今後も 関係機関に働きかけた いとのことで、申出人が 了解した。	
就労移行支援(養成施設)	申出人:本人 苦情の概要:冷房の通気が気象状況に 対応しておらず、夜間及び昼間とも暑い。 安心して訓練生活が送れるように対策を 願いたい。	申し立てについて、関係部門とも調整。一部通気時間の不備等があったので改善し、暑さに対応した通気についても配慮することとし、申出人が了解した。	
就労移行支援	申出人:本人 苦情の概要:職員から当分の間、活動の 場がないとのことでクラブ活動が休部と なっていたが、再開して欲しい。	申出人及びクラブ顧問等との話し合いを行い空き部屋の調整を行った結果、クラブ活動を再開することとなり、申出人が了解した。	







編集後記

「更生訓練所だより」の発行も4年目、第10号を数えることができました。今後とも内容の充実により努めますとともに、障害を持つ多くの方々、地域の人々により身近に感じていただけるよう、工夫していきたいと思います。次号第11号は11月中の発行予定です。(H)



